

# 議 会 広 報 広 聴 委 員 会 記 録

令和4年9月30日（金）  
8時59分～11時34分  
全 員 協 議 会 室

- 【出席者】三浦委員長、村武副委員長、  
肥後委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、川上委員、小川委員、  
上野委員、川神委員  
【事務局】河上局長、小寺書記

## 議題

### 1 はまだ議会だよりVol. 67の編集について……………資料1

#### (1) 校正作業

ページ	担当委員	記事
1-4	大谷委員 村木委員	表紙、9月定例会議ポイント、トピックス、 議案の賛否、決算記事（右）
5-8	川上委員 肥後委員	決算記事（左）、個人一般質問（11名）
9-12	小川委員 上野委員	個人一般質問（10名）、市民対談（右）
13-16	沖田委員 川神委員	市民対談（左）、委員会活動レポート 今号の読者アンケート、告知、あとがきほか

#### (2) その他

### 2 第2回はまだ市民一日議会について……………資料2

#### (1) 準備物確認

#### (2) その他

### 3 その他

- (1) 浜田高校HIRAKU PBL 発表会について
- (2) 読者アンケート回収について
- (3) 議会としてのSNSの情報発信セミナーについて

【次回委員会開催予定日】令和4年10月27日（木）全員協議会終了後 全員協議会室

【議事の経過】

[ 08時 59分 開議 ]

三浦委員長

議会広報広聴委員会を始める。出席委員8名で定足数に達している。本日の議題はその他含めて大きく三つある。レジュメに沿って進めていく。

1. はまだ議会だよりVo1.67の編集について

(1) 校正作業

三浦委員長

小寺書記から説明をお願いします。

小寺書記

( 以下、資料をもとに説明 )

三浦委員長

では校正作業を順次行っていきたい。割り当てのとおり順番に進めたい。

《 以下、校正作業 》

(2) その他

三浦委員長

67号について、皆からそのほかあるか。

( 「なし」という声あり )

2 第2回はまだ市民一日議会について

(1) 準備物確認

三浦委員長

修正があるとのこと。小寺書記から説明をお願いします。

小寺書記

( 以下、資料をもとに説明 )

三浦委員長

今の説明について、皆から意見や質問があればお願いします。

川上委員

皆テーマを持って話されると思うが、テーマから逸脱した場合はどうするのか。

三浦委員長

事前に原稿を確認するわけではないので、どのような発言をされるかこちらでは判断が難しいが、当日の進行は議長に委ねているので、議長の判断によってテーマとあまりにも逸脱した話が進み過ぎたりすると、そこは申請されたテーマに沿った発言をお願いするよう指導されるのではないかと思います。議長とそこまで細かく相談したわけではないので、議長に委ねることになるかと思う。

川上委員

事前に発言者への説明の中に、その一言でも入れていただくとよろしいかと思うが。

三浦委員長

事前に注意事項等をお送りして、各発言者と事務局とでやり取りしていただくことになると思うが、発言内容を考える際には申請されたテーマに沿った発言内容であることにあらかじめご注意をとアナウンスしてもらおう。ほかにあるか。

沖田委員

昨年1名、テーマとかなり話がそれたときに、当時の川神議長が制止された。今年もそこは議長の采配にお任せするので委員長からお願いしていただきたい。当然、事前に周知した上で議長にも改めてお願いしておくように。

大谷委員

この申し込みをいただいたときに、発言要旨は出ていると思うが、それに加えてこのような趣旨でという提出物はないのか。

三浦委員長

それ以上はない。

大谷委員

ということは、申し込み時に示された要旨に沿っているかどうかを議長が判断し、対応する。あらかじめ提出された趣旨に沿った内容でと念押ししておく。

三浦委員長

はい。ほかには。

( 「なし」という声あり )

先ほど小寺書記から時間について少し触れられたが、基本的には発言時間は5分だと皆に統一ルールを案内しているので、そこがあまりにぼやけてしまうと、何分だったら許されるのかといったようになる可能性があるので、この5分という時間は正確に伝える。原稿の最後の部分を読んでいる途中だとか、そういうのは議長の裁量で行っていただく。基本的には5分が終了の目安ではなく、5分たったら終了だとアナウンスしていただくほうがよい。皆それを目安に原稿をつくられるのだから、時間内におさめていただくのが平等なルールかと思う。あとは議長にお任せする。

小寺書記

先ほどの発言時間5分にもかかわってくるのだが、その後の質疑応答も5分なのだが、去年は質疑応答が始まってから通しで5分の設定にしていた。今年もそれでよいか。それとも議員の質問に対して発言者の回答時間が5分あるという形にするか。

三浦委員長

今まではそこまで細かく話してなかったので前回のルールどおり通しで5分だと思っていたが、確かに議員の質問が長ければ回答する時間も限られてくる。5分という時間を発言者に提供するかどうか。ご意見はあるか。

川上委員

5分通しでよいと思う。ただし、議員の質問は簡潔明瞭に。そ

三浦委員長

うすれば向こうも簡単に答えていただけたらと思う。

ほかに。

( 「なし」という声あり )

では前回同様に通しで。一応全員協議会の際に皆にお願いする形でアナウンスしたが、改めて、質問される際には端的な質問をするよう議員各位にお願いする。それは当日の注意事項アナウンスの際にお願いする。

小寺書記

一応議長の次第にも記載してある。

三浦委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

ではこちらの件はそうようにお願いする。1時間以上経過したので暫時休憩する。

[ 10時 11分 休憩 ]

[ 10時 24分 再開 ]

## (2) その他

三浦委員長

委員会を再開する。引き続き、その他に移るが皆からあるか。

( 「なし」という声あり )

私から。第2回はまだ市民一日議会（以下、市民一日議会）の準備を進める中で市民から幾つか意見をいただいている。それについて皆にお伝えし、今後の対応をどうするか議論したい。大きく分けて三つある。

一つ目は、発話しにくいなどの障がいを持つ方もいる中、せっかくの機会なので発言できるような場にしておくべきではないかと。そういった配慮等については事前にチラシなどには書いてない状況があるので、そういった方がエントリーされたとき、例えば代弁者を立ててよいのか、あるいは文章を送ることで代読するといった対応をしてもらえるのか、という投げかけが一つあった。

二つ目は、今回この議場にに来ていただくのはあくまで個人に紐づくエントリーだと前回の委員会でも整理してきたが、今回幾つか団体の活動を通じて意見を述べたいというものがあったかと思う。その場合、団体あるいは企業などといった組織の意見を述べる場合、エントリーした方ではなくほかの方が同じ趣旨のことを

述べてもよいのではということがあった。つまり個人に紐づく「市民」ということで、個人に紐づくエントリーをお願いしているが、例えば「市民等」ということで法人や団体など、組織としてのエントリーを今後どうするかについて検討してみたいということがあった。

もう一つは、今回もありがたいことに10人という定員を超える応募があった。抽選をすることで漏れてしまった方々がおられる。そうした方々の意見を、抽選に漏れたからといってそのままにせず、せっかく意見を伝えたい思いを持っておられるので、何かしら拾い上げるべきではないかといった意見もいただいている。

以上3点について、対応方法や皆の意見を伺いたい。当日まで時間もかなり限られた中で、この段階で対応できること、あるいは次回以降の対応方法に分かれると思う。どのように感じるか。

川上委員

確かに浜田の障がいのある人もない人もという形で、あまり差別せず何事もするとしているので、少しでも障がいのある方が発言できなかつたりここに来られなかつたりすることに関する手当ては必要である。今回についてはそこまで考えてなかったのも、若干でも対応できる部分については対応してもよいかと考える。ただ、次回からとなると、次回はしっかりその点も含めて検討するべきだろうと思っている。

小川委員

発話しにくい方等がもしおられた場合は、合理的配慮はすべきだと基本姿勢だけは持って市民にも表明しておく必要があるのでは。そのときには最大限の配慮、具体的な努力はするということだけは確認しておいたほうがよい。あくまでもケースバイケースで、そういう方から申し込みがあったときに誠意を持って対応する。その姿勢で十分ではないかと思う。

2番目の、団体あるいは法人、企業の意見をどのように読み上げるかだが、私個人の意見とすれば企業や団体におられたとしても一人一人考え方が違うと思っているので、団体の考え方を代弁するとしても、そこには個人の意思の違いはあるような気がする。やはりあくまでも個人エントリーでとすべきではないかと思っている。代理については認めない方向のほうがよいのでは、というのが私個人の意見である。

抽選に漏れた人については、抽選で10名としているので、出さ

れた発言内容は議員間で共有することはさせてもらうということくらいは、応募者に返しておくのが誠意かと思う。特に決めてなかったとは思いますが、検討すべきではないかと思う。今回は日にちが迫っているので早急に結論を出すのは難しいと思うので、次回があるとするればそれに向けて少し整理したほうがよいかと思う。

沖田委員

1番の障がいのある方については両委員と同じ意見である。2番目の団体・企業の場合だが、これも今回はその制度は話し合えなかったのでもうすることもできない。例えば今後、その団体・企業の代表を定めてもらうといったやり方もあろうかと思う。

3番目の選ばれなかった意見はどう扱うか。例えば意見は全部受け付けるが発言は何人までという制度もあろうかと思う。残念ながら発言の抽選にもれた方も意見は意見として承る。その意見に対しての答えも返せる、といった考え方もあろうかと思う。

上野委員

今はこうしてケーブルテレビで市民一日議会のことが流れ、家を出られない方がそれを見て、自分も言いたいという方がかなりおられると思うので、そういった方への配慮が必要だと思う。次回へ向けて何か対応できないか話し合いたい。

団体の関係については、それを認めると同じ人がいろいろな方法でそれをやってきたら対応がまた大変という気がするので、今までどおりでよいと思う。

抽選漏れの方は、次回でよければ次回に優先的にという方法もあるかもしれないが、何らかの形で議会として拾い上げていくことが大事だと思う。

村木委員

発話・発言がなかなかできない方への対応については最大限の配慮をすべきと思う。

法人の扱いについて、確かに事前協議ができてなかった。個人としての権利を得るし義務を負うということを経験すると、あくまでも応募と発言者がイコールでない事実もあるし、今後に向かって法人は法律で定められた個人と同様のものなので、今後整理する中で、応募者が法人であり、発言者はその組織の方。

今回漏れた方を今後どうするかだが、意見は私自身も聴きたいので、その手法については私もまだ経験不足だが、何らかの形で意見を聴きたい。

大谷委員

いろいろ切り分けながら論じていく必要がある。既に20日を切

った状況なので、対応してもよいと判断できることは対応してもよいかとは思いますが、基本的にはこれまで論議した制度設計の中で、できない部分は今後の検討と位置づけるしかない。

この企画は議場で時間と空間を共有する中で、直接的に思いを聞き、それに対して我々がどう受けとめるかという場である。あの場で直接伺うのが一番の肝なので、それに沿った対応であるべきかと思う。

1点目の発話しにくい方の場合は、文章として起こしていただければ代理人ではなく議会にかかわる適当な方が代読する形で意見表明を伺うことが可能ではないかと思う。

2点目の法人については、これはあくまで個人の発言の場と私は捉えている。団体に所属していてもその中の個人の発言として受け付けるべき。団体格の受け付けは別の方法もあるので、適当ではないと思う。

3点目については、意見を拝聴することについてやぶさかではないという点で、意見書なり書面で提出いただければ配付によって共有可能かと思う。

肥後委員

発言・発話しにくい等障がいのある方への発言の対応については委員会内でここまで考慮できてなかったのは反省点で、今後どうするかが一番大事だと思うので、そこは置いておく。

2番目の組織・団体・企業等としてのエントリーについては、盲点を突かれたとしか言いようがない。ルール設計、制度構築で意図してなかったかもしれないが結果的にはこういった事態になったのかなというのが一つある。私としては、個人としてエントリーしていただきたい。

3点目の抽選に漏れた方の意見の取り扱いについては、今後しっかり議論して考えていかねばならない。せっかくありがたい意見を発表したい気持ちでエントリーしていただいているので、この扱いについても議会として返答するのは皆と協議したい。

三浦委員長

皆の意見を伺うと、1点目については合理的配慮をするべきだという意見が多かったと思う。応募者・発言者の整理は必要だと。ルールを明確にしておくべきだという声が多かったと思う。併せて漏れた方の意見を聴くことも、どう扱うかがしっかり決まっていなかったもので、そういったところも次回以降に整理しておくべき

だということだった。

大谷委員からも指摘があったが、これまで議場に来ていただきそこで市民の意見を伺うというコンセプトで進めてきた事業だが、その中で想定できていなかったことは今後きちんと配慮していく。今回どのように進めていくかのルールは一つずつ確認しながら進めてきた経緯はあると思うので、これから応募者、発言者のルールに遡ってというのは、抽選のやり直しとなる可能性もあるので、今回反映するのは難しい。漏れた方の意見をどのように伺っていくかは、イベント以降でも対応できることかと思うので、できることは早く対応していけばよいので、また皆と協議したい。

合理的な配慮はするべきだというのが皆の意見だったと思うが、今回、そういった対象となる方が出てこられる場合にどういった配慮をすべきか。大谷委員は議会にかかわる誰かが文書を代読するといった具体的な提案をされた。どういった配慮をするのか、アイデアがあれば伺っておきたい。ここで休憩とする。

[ 10時 44分 休憩 ]

[ 11時 10分 再開 ]

三浦委員長

会議を再開する。障がいを持っておられる方、特に発話しにくい方に対して合理的配慮をするべきではないかということで、皆総意だったと思うが、具体的にどのような対応を取っていくべきか、少しご意見をいただきたい。

大谷委員

先ほども申し上げたが、やはりこの企画は議場で同じ空間と場所を共有しながら思いを感じ取ることが大切かと思うので、発言者は原則議場に来ていただくのが筋かと思う。とはいえ、申し込み後の何らかの事情でそれがかなわない状況が認められる状況があれば発言の機会をなくすのもいかがかと思うので、本人が発言することを尊重する意味で、実際に発言しかねるときであれば委任等の必要な手続きで文章を代読する手もあるかと思う。

川上委員

文書で委任した方が読むのか、誰に読んでいただけるかをある程度決めておかねばならない。

小川委員

この一日議会の趣旨で、議場に来られるというのが前提で、その本人の意見だということをおいかに証明ができるかが一番ネック



になるような気がする。委任状とかも含めて、どうしても発話できないような状態にある方だったら、当然代読というようなことも必要。例えば筆談の必要があるだとか、いろんなケースがあると思うため、合意的な配慮ということは考えつつも議場に来ていただいて本人の意見を述べていただくという原則に、できるだけ近づける努力というのは必要ではないかと思います。

三浦委員長

大谷委員から、配慮すべきという前提に基づいて、今までのルールの中で市民一日議会は議場を利用してというのがスタートラインで、ここに来ていただくことを前提にルール設計してきて今に至っている。それをどうするかという議論は次回以降になると思うが、基本的には来ていただく、来ていただけない事由がある場合は何かしらの配慮をするべきではないか、それを前もって文章でいただいて、それを誰が読むかになるのだが、どなたかに委任していただく形で、意見を伺うことを担保してはどうか、といった感じかと思う。小川委員の指摘にもあったように、本人の意向で委任されるのが大前提だと思うので、それを誰が読むのか。事務局長か、どなたに読んでもらうかにしても、その方に委任状を一筆書いていただくなど、そういったことを経ればよいのでは、という意見かと思うがどうか。

川上委員

その方向でよいと思うが、代読者は非常に難しい。それについては整理するか。

大谷委員

繰り返しで恐縮だが、本人に来ていただくのが筋だと思う。その上で致し方ない事情があるなら、その場合は主催者に一任いただくということで対応をお願いしてはどうか。

三浦委員長

主催者に一任という意見があったがどうか。もちろんご自身に来ていただくのがベストだが、それがかなわないのであればその意図を酌み取り、意図が伝わるような対処をさせていただく。

小川委員

こちらに任せさせていただくということでよいと思うが、昨年登壇された方は、今年は遠慮していただくということがあったので、仮に本人が昨年登壇された方に委任するようなことがあってもそれは認めるべきではない。やはり主催者側の意向でその辺については考えさせていただく形で進めていただきたい。

川上委員

確かに主催者に委任していただければ一番よいのだが、問題は意見を申して終わりではなく、私どももそれに対する意向をもう1

回確認したい。意見のやり取りが欲しいので、それは考えないのか。意見だけ述べていただき、議員がそれを受け取るだけにするのかということも入れておかないといけない。

三浦委員長  
川上委員

それは質疑応答か。

質疑応答がなくなるので、それについても少し考えておかないと。この場合は質疑応答がないと言ってしまうのか。それでも構わないと思う。本人の意見を聴くのが大事なので。

三浦委員長

本人がそこにいないので、代読者が質疑応答に答えるのは難しいかと思う。今回のルールで見えてきた課題は改善するにして、読み上げることはできるが、それ以上の質疑応答は難しいかという印象を受ける。それはお断りをせざるを得ないかと。ただ、本人が書かれた文言を読み上げるところまでの配慮はさせていただくということで理解いただく対応かと思う。

川上委員

それ以上の対応は現時点ではできない。電話をいただくとか画像をいただくのも難しいので、ご意見を伺い、それをどう受け取るかは議員に任せてもらおうという形でよいかと思う。

小川委員

発言内容を議会がどのような対応をするか検討した場合、それを本人に回答することが必要なのだが、そういったことも含めて今回の流れについて本人との打ち合わせなどその意思疎通が全くできない状態が進んでいる気がする。これもエントリーされる個人の方と主催者側が、今後の不明な点、どこをどうすればご意見を発表していただけるかを考えるためのキャッチボールすら現時点ではできないというのは、問題があるような気がする。せめて今回の市民一日議会の意義について、発言者と主催者側が意思疎通できるような環境で進めていくべきではないかと感じる。

三浦委員長

対応として、先ほど来少しまとめながら進めてきたが、代読の委任状をもらう形で対応しよう。本人の委任の意思を確認する必要があると思う。そのために委任状なりフォーマットを用意してお願いします。一筆書いていただく。誰が代読するかについては主催者側にお任せいただくという対応でよろしいか。もっと具体的に決めておく必要があれば意見をお願いします。

川上委員

最大限の配慮をしてもやはり代読はお任せいただくのが一番かと思う。

三浦委員長

皆もうなずいておられるし、そのような形で配慮していくよう

にしたい。今この時点でどなたが欠席予定とかではなく、あくまでそういった申し出があった場合にそのように対応する。実際に来ていただければ一番よい。例えば手話通訳の申し出があればそれに対応するとかも含めて事務局でも対応していただきたい。そのような形で配慮の方法を考えたいと思う。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

### 3 その他

#### (1) 浜田高校HIRAKU PBL 発表会について

三浦委員長

小寺書記からお願いします。

小寺書記

( 以下、資料をもとに説明 )

三浦委員長

12日だが参加を希望する方はおられるか。これは必ずしも1回目に参加した方々が全員行かなくても大丈夫か。

小寺書記

浜田高校にも確認したが、それ以外の方が来ても大丈夫とのことである。特に当委員会内ではどういうやり取りがあったか情報共有しているので、どなたが行かれても対応できると思う。

川上委員

これはトーク・フォークをやるので特段、前に行った人でなければというわけではない。生徒と参加者がお互いに意見を交わすので、逆に新しい方のほうが、新鮮味があつてよいかもしれない。

三浦委員長

どうだろうか。では日程調整も必要かと思うので、参加希望、あるいは参加可能な方がおられれば書記に事前に連絡してほしい。

#### (2) 読者アンケート回収について

三浦委員長

小寺書記からお願いします。

小寺書記

本日が9月1日発行のはまだ議会だよりで募集している読者アンケートの回答締め切り日である。担当のまちづくりセンターの回収ボックスの確認をお願いします。

三浦委員長

皆それぞれによろしくお願いします。

#### (3) 議会としてのSNSの情報発信セミナーについて

三浦委員長

小寺書記からお願いします。

小寺書記

議会としてのSNSの情報発信についてというオンラインセミナーがある。コロナ禍で行政視察ができない中、視察旅費を研修受講費に充てることのできるため、当委員会でのこの研修の受講に

- 三浦委員長 について意見を伺う。
- 三浦委員長 一つの案なので、皆から意向があれば委員会として受講することも検討してよいかと思うし、視察制限も解けているので、当委員会の活動としてほかの自治体などを視察しようということなら、要望に応じて検討したい。それも含めて意見をいただきたい。これはちなみに、費用はどれくらいか。
- 小寺書記 半日ずつで1人当たり1万5千円。通しで受けると2万5千円。10人で受けると25万円。
- 三浦委員長 別の方の議会の情報発信についての講義を紹介したことがあるが、その方をお願いした場合でも大体10万円前後。人数が多いのでそういった費用にはなる。限られた予算なので、どこに我々の学ぶ機会を設けるかだが、もう少し検討したほうがよいだろうか。積極的にこれをという雰囲気でもなさそうなのである。
- 情報提供は感謝する。せっかくの学びの機会があるので、皆から我々の委員会活動が促進されるような視察先や研修内容があれば、ぜひ積極的に提案いただきたい。本件は、委員会としてではなく個々に関心がある方が受講するというところでお願いする。
- ほかに皆から何かあるか。
- 小寺書記 なければ次回委員会の開催日程だが、市民一日議会の関係でイレギュラーが発生したら委員会を招集するかもしれない。まだ不透明なので、再調整という形にしたいのだがよろしいか。
- 三浦委員長 当日までに気になることがあれば、また連絡いただきたい。次回の日程は未定で。以上で議会広報広聴委員会を終了する。

[ 11時 34分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会広報広聴委員会委員長 三浦 大紀